

防災計画を組み入れた消防計画の一例

※ この消防計画では、消防計画の中に防災規程（網掛け部分）を組み入れて作成しています。消防計画と防災規程を別に作成しても結構です。なお、入院医療機関については、平成 25 年 10 月 18 日付「病院等における防火・防災対策要綱について」（医政発 1018 第 17 号）に沿って対応いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9655&dataType=1&pageNo=1

（目的）

第 1 条 本計画は、消防法第 8 条第 1 項の規定に基づき、〇〇病院（医院）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 本計画は、〇〇病院（医院）に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

（防火管理者）

第 3 条 消防法第 8 条第 1 項に基づく政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、管理者を補佐し、次の業務を行う。

- ① 消防計画の作成
- ② 避難訓練の実施
- ③ 消火通報
- ④ 消防用設備等の点検及び整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱いについての指導及び監督
- ① 「病院等における防火・防災対策要綱」に沿った対策の実施
- ② その他、防火管理上必要な業務

※ 300 ㎡以上は甲種、300 ㎡未満は甲種又は乙種防火管理者を選任。収容人数 30 人未満は選任要件なし。
なお収容人数とは、医療機関が入っている建物全体について下記の計算式により得た数を言うものであり、ビル診はビル全体の収容人数が 30 以上であれば防火管理者を選任しなければならない。防火管理者は消防計画の作成や消防訓練の実施などを行う。

収容人数の算出＝従業者数＋待合室の床面積の合計を 3 ㎡で除して得た数＋病床数

例 1 （従業者数 5 人＝5）＋（待合室 30 ㎡＝10）＝収容人数 15 なので不要

例 2 （従業者数 10 人＝10）＋（待合室 30 ㎡＝10）＋病床 10＝収容人数 30 なので必要

（火元責任者）

第 4 条 防火管理者に係る任務を補助させるため、専用スペースについて火元責任者を置き次の業務を行う（共用スペースについては、医事課長が火元責任者となる）。

- ① 退勤時における担当部分の火気、元栓などの閉止の確認
- ② 消火器や災害用備品のチェック

- ③ 火災の発生等緊急時における係員の指揮及び監督
- ④ 火元責任者が休暇等の場合は、他の者に火元責任者の業務を委託する。

(災害対策委員会と災害対策本部)

第5条 院長を責任者とし、防火管理者及び各課の責任者により構成する災害対策委員会を設置する。

- 2 災害対策委員会は、防災規程を組み入れた消防計画、防災マニュアル、非常災害版「事業継続計画」(BCP)の策定・見直しを行う。
- 3 大規模災害の発生の可能性が高い場合や大規模災害が発生した場合は、災害対策委員によって災害対策本部を設置し、復旧にあたる。
- 4 診療機能を縮小又は中断せざるを得なくなった場合は、非常災害版「事業継続計画」(BCP)に沿って対応する。

(避難・誘導、搬送体制)

第6条 避難・誘導のじやまにならないよう、下記について常に点検を行っている。

- ア 避難経路図の掲示状況の確認
- イ 物品等保管等による廊下や非常階段等の閉塞有無の確認
- ウ 非常口等の可動状況の確認

- 2 入院医療機関においては平成25年10月18日付「病院等における防火・防災対策要綱について」(医政発1018第17号)に沿って計画及び対策を行う。

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9655&dataType=1&pageNo=1

(従業員等の遵守事項)

第7条 従業員等は、火災発生防止及び地震対応として、次の事項を日常的に実施する。

- ① 火気使用設備・器具の管理
 - ・ 使用前及び使用後は必ず点検し、安全を確認する。
 - ・ 火気使用設備の周囲は、常に整理整頓しておく。
- ② 防火管理者と火元責任者
 - ・ 防火管理者は、火元責任者を定め、日常点検を行わせる。
 - ・ 防火管理者は、防火設備等に不備及び欠陥があれば整備・修理する。
 - ・ 防火管理者は、常に収容人員の把握をする。
- ③ 当直者
 - ・ 夜間、休日及び祝日にパトロールを実施し、日誌に掲載する。
 - ・ 当直者及び当直看護職員は、停電等に備え、常に懐中電灯をわかりやすい位置に保管しておく
- ④ 階段・廊下・通路、非常口、防火扉、病棟
 - ・ 階段・廊下及び通路には、物を置かない。
 - ・ 防火扉は、正常に作動するよう日頃から維持管理に努める。
 - ・ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。
 - ・ ベッドが動かないこと、点滴台の重心が低くなっているかどうか定期的に

留意する。

- ・ 建物の周囲や死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ・ 物置、空室、リネン室等の施錠を行う。
- ・ トイレ、洗面所、リネン室等の巡視を行う。

（消防用設備等の法定点検）

第8条 消防用設備等の機能を維持管理するために（〇〇防災株式会社に委託して）次により法定点検を実施する

消防用設備等	点検実施年月日		
	外観点検・機能点検		総合点検
消火器	月 日	月 日	
屋内消火栓設備	月 日	月 日	月 日
自動火災報知設備	月 日	月 日	月 日
誘導灯	月 日	月 日	
（非常）放送設備	月 日	月 日	月 日
避難器具	月 日	月 日	月 日

- 2 防火管理者は、消防設備の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、〇〇〇〇（管理者）に報告し、改修を図る。

（自衛消防活動）

第9条 火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

- 2 自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおり。

自衛消防隊長	通報連絡班 班長（〇〇 〇〇）－班員（〇〇 〇〇）（〇〇 〇〇）
	消火班 班長（〇〇 〇〇）－班員（〇〇 〇〇）（〇〇 〇〇）
	避難誘導班 班長（〇〇 〇〇）－班員（〇〇 〇〇）（〇〇 〇〇）
任務分担	
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する 院内への非常放送を行う 関係者への連絡を行う
消火班	消火器等による初期消火を行う
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う 逃げ遅れた者がいないかの確認を行う 避難器具により逃げ遅れた者を避難させる 負傷者等の搬送を行う

* 必要に応じ応急救護班、安全防護班を組織する。

3 夜間における自衛消防活動のための組織及び任務分担は次のとおり。

当直者等	人員	担 当	任務内容
当直者及び夜勤者の中から事前に指定する	1 名	隊 長	・ 初期措置全般の指揮 ・ 避難開始の決定、避難人員の確認及び災害の状況把握を行う。
同 上	名	通報連絡	・ 1 1 9 番通報を行う。 ・ 他の当直者及び入院患者へ火災発生放送を行う。 ・ 夜間緊急連絡先一覧により職員の呼び出しを行う。
同 上	名	初期消火	・ 消火器、屋内消火栓設備を活用した初期消火を実施する。 ・ 初期消火が困難な場合は避難誘導担当の支援にあたる。
同 上	名	避難誘導及び応急救護	・ 入院患者の避難誘導を行う。 ・ 応急救護所の設置を行う。 ・ 負傷者の応急措置を行う。 ・ 負傷者及び入院患者のうち、緊急を要する患者の収容先の指定

※呼び出しにより参集した職員は、原則として避難誘導及び応急救護を担当する。

(災害備蓄)

第10条 災害に備えて、各種備品などの確保と定期点検を行う。

① 下記の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備蓄品目 (例)	数 量	備蓄場所	交換予定
飲料水 (1人1日あたり3リットル)			年 月
非常用食料 (缶詰、乾パン等)			年 月
応急手当セット (三角布、包帯、医薬品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等)			年 月
ウェットティッシュ			年 月
ポリ袋			年 月
食品用ラップ			年 月
布ガムテープ			年 月
生理用ナプキンなど			年 月
マスク			年 月
タオル			年 月
懐中電灯、乾電池			年 月
携帯用ラジオ			年 月
毛布、シーツ、防寒具、消毒用アルコール			年 月
カセットコンロ・燃料			年 月
歯ブラシ			年 月
簡易トイレ			年 月
モバイルバッテリー			年 月
消臭グッズ			年 月

※ 備蓄品内飲料水及び非常食にあっては、帰宅困難等により病院内に滞留が予想される職員数及び（入院、通院）患者等を満たす数量を確保する。

② 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。

保管品目 (例)	数 量	保管場所
ヘルメット		
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		
軍手、「災害対策本部」の腕章		
カッター・ドライバー		
防災用レインウェア		

※救助救出用資機材にあつては、保安要員数を満たす数量を確保する

③ 下のライフラインを定期的に点検する。

品目		数量	保管場所
電気	自家発電装置（水害対策が出来ている）		
	自家発電のための燃料	3 日分	
	その他非常時の電源確保（ ）		
水	受水槽は、電源が遮断されても供給可能である		
	上水道以外の飲料水確保		
	トイレ等に流す中水確保（ ）		
ガス	非常時のガスの供給（プロパン備蓄又は切り替え）		
酸素	酸素の備蓄がある		
医薬品・医療材料の備蓄がある			

第11条 地震発生時には、次の安全措置をとる。

- ① 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- ② 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ③ 防火担当責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- ④ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

第12条 地震発生後において自衛消防隊は、次の活動を行う。

- ① 情報収集・伝達（通報連絡班）は、次のことを行う。
 - （ア）テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。
 - （イ）従業員等に対し、情報伝達を行う。
 - （ウ）混乱防止を図るため、患者・家族等への情報伝達は、各階に避難誘導

班を配置させた後に行う。

- ② 避難誘導（避難誘導）班は、患者等の混乱防止に努め、次のことを行う。
 - （ア）患者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。
 - （イ）患者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。
- ③ 警戒巡視（消火班）は、次のことを行う。
 - （ア）火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。
 - （イ）落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。
 - （ウ）建物内の被害状況等を防火管理者に報告する。
 - （エ）火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止し、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行う。
 - （オ）窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。
 - （カ）非常持出品の準備を行う。

（教育訓練）

第13条 防火管理者等は職員の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

- ① 消防計画及び災害時の任務分担の周知
- ② 災害時の任務分担に沿った訓練

（消防機関への報告、連絡）

第14条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- ① 消防計画の作成（変更）届出
- ② 防火指導の要請、教育訓練指導の要請
- ③ 消防訓練実施の連絡
- ④ 消防用設備等の点検結果の報告
- ⑤ その他防火管理上必要な事項

（業務委託）

第15条 _____の防火管理業務の一部は、〇〇ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。（編注：別表は、省略。医療機関ごとに作成）

附 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

(参考) 在院患者の安全措置表 (例)

病 棟	措 置
各病棟共通	1 在来患者名簿及び患者の救護区分（独歩・護送・担送の標示等）を明確にする。 2 重症患者の生命と安全を保持するため、ベッドの固定、酸素ボンベ（小容器のもの）をベッドに固定等の措置をする。 3 病室内の器具、器材を移動させ、転倒、落下物の危険を防止する。
外科病棟	1 点滴中の患者は、血管確保に留意するとともに、早朝にヘパリンロックを行う。 2 尿管留置カテーテルをコッヘル又は洗濯バサミでこれを止める。
内科病棟	人工透析の患者は、血液透析回路を止めるためのコッヘルの使用方法を指導する。血管回路の返血を中止できるようにするとともに、切断方法並びにシャント針を清潔三角巾で覆う等の指導を行う。
小児科病棟	1 未熟児については、保育器を開放し患児をコットに収容して床上におく。 2 母親が付添わない小児は、大部屋に移動させベッドの下空間に設け、着衣を用意する。
産婦人科病棟	新生児室のベッドを部屋の中央に集め、キャスターを止めガラス窓から離す。また、新生児はいつでも母親に渡せるよう準備する。
整形外科病棟	骨折等で索引中の患者は、索引をはずしシーネ固定に切替える。

※上記すべてにおいて、感染対策に留意する。